

植物防疫所 病虫害情報

No.104

2014・11・15

輸入植物検疫制度の見直し

～ 1 次改正から 3 次改正まで ～

<はじめに>

我が国に輸入される植物の種類や相手国（輸出国）の増加に伴い、日本未発生の病虫害が侵入するリスクが高まり、適切な対策が求められている。一方、国際的なルールとして、病虫害リスクアナリシス等の科学的根拠に基づく検疫措置の実施や検疫対象とする病虫害を明確にすることが定められている。各国にはルールに沿った取組みが求められており、農林水産省では、このような植物検疫をめぐる情勢を踏まえ、病虫害リスクに応じたよりの確で実効性の高い輸入植物検疫制度を構築するため、随時見直しに取り組んでいる。

当該取組みについては、本誌 91 号及び 94 号に掲載したところであるが、これまでの経過について、項目ごとに改めて整理する。

< 1 次改正の概要 >

2011 年 3 月（以下「1 次改正」という）、① 検疫有害動植物として 724 種（有害動物 509 種、有害植物 215 種）、非検疫有害動植物（検疫対象から除外されている有害動植物）として 194 種類（有害動物 173 種、有害植物 5 属及び 16 種）の病虫害を指定、② *Phytophthora kernoviae* 等の検疫有害植物 3 種を対象とした輸出国への新たな検疫措置（熱処理・遺伝子診断）を導入、③ チチュウカイミバエ等の輸入禁止措置の対象である検疫有害動植物 9 種の発生地域や寄主植物を追加する等の植物防疫法施行規則（以下「施行規則」という）の改正及び関係規則の制定を行った。しかし、全ての病虫害のリスクアナリシスが実施されたわけではなく、輸入される可能性のある植物を通じて我が国に侵入するおそれのある 238 科の有害動物、362 属及び 2 分類群（ウイルス・ウィロイド等）の有害植物については、リスクアナリシスが実施されるまで暫定的に検疫対象（以下「暫定検疫有害動植物」という）とすることとなった。

このことから、1 次改正以降も病虫害リスクアナリシスを継続し、検疫有害動植物リストを充実させるとともに、病虫害リスクに応じた検疫措置の導入等が順次進められることとなった。

< 2 次改正及び 3 次改正の概要 >

1 次改正以降も、病虫害の加害性などの学術的な情報を分析し、効果的な検疫措置を決定すること等の検討が進められ、2012 年 7 月（以下「2 次改正」という）及び 2014 年 2 月（以下「3 次改正」という）に以下のとおり、施行規則の改正及び関係規則の制定を行った。

① 検疫有害動植物リストへの追加等

輸入時の検査において発見頻度が高い、もしくは世界的に重要視されている病虫害を対象に順次病虫害リスクアナリシスを進め、国内農林業に新たな被害を及ぼす可能性が高い病虫害として、2 次改正で 56 種、3 次改正で 212 種を追加し、現在、検疫有害動植物は 990 種がリストに掲載されている（表参照）。

一方、すでに国内に発生している病虫害について、その分布状況などの生物学的情報や公的防除の実施状況などを踏まえた病虫害リスクアナリシスを実施し、我が国に侵入したとしても被害拡大の可能性は無視できるとの結論から、非検疫有害動植物として 2 次改正で 32 種、3 次改正で 108 種を指定した。

ただし、3 次改正で非検疫有害動物としたものの内、18 種については、日本未発生のウイルス・ウィロイドを媒介することが報告されているため、媒介されるウイルス等のリスクを評価し、ベクターとしての病虫害リスクが明らかとなるまでは、栽培用植物に付着していた場合に限り、検疫有害動植物とすることになった。

なお、1 次改正時に暫定検疫有害動植物となった病虫害のうち、ツツキノコムシ科、ホソカタムシ科、ネスイムシ科の 3 科は、これらの科に含まれる全ての種が有害動物に該当しないことが判明したことから、2 次改正時に暫定検疫有害動植物から削除した。

② 輸出国栽培地検査対象病虫害の追加等

輸入時の検査で発見することが困難な検疫有害動植物 23 種については、輸出国の栽培期間中に対象病虫害が寄生・付着していないか確認する検査（栽培地検査）を行うよう要求することとし、2 次改正でコロンビアネコブセンチュウ等 11 種の対象地域及び *P. kernoviae* 等 3 種の対象植物、3 次改正でトウモロコシ萎ちょう

細菌病菌等 5 種の対象地域及びインゲンマメ萎ちょう細菌病菌の対象植物を追加・削除するとともに、世界的にも主にトマトに大きな被害を及ぼしており、諸外国で厳しい検疫措置が適用されているウイルス 1 種及びウイロイド 6 種を追加した。また、品種等によっては栽培期間中に病徴が明確に現れないことから、これらのウイルス及びウイロイドについては、栽培地検査の他に遺伝子診断等の精密検定を輸出国に求めることとした。

③ 輸入禁止対象病虫害の発生地域の追加等

輸入禁止対象病虫害は、現在 17 種が規定されており、いずれも侵入した場合には我が国の農作物に被害を及ぼすおそれが特に高く、さらに輸入検査では発見することが困難であるため、その寄主・宿主植物の輸入が禁止されている。2 次改正では、12 種の発生地域及び 6 種の対象植物の追加削除が行われ、チチュウカイミバエの発生地域にイランが、ウリミバエの発生地域にウガンダ等アフリカ 8 カ国及びアフガニスタンが追加された。また、3 次改正では、ウリミバエの発生地域にブータンが追加された他、クインスランドミバエの対象植物にアセロラ等 16 種類の生果実が追加された。

④ 輸出国における新たな検疫措置（熱処理・精密検定）の要求

輸入時の検査では侵入リスクを低減することが難しく、輸出国において検疫措置を行うことが妥当と判断された病虫害については、栽培地検査のほか、新たな枠組みとして、その生物的な特徴やリスクに応じた検疫措置を輸出国に要求している。2 次改正時には、1 次改正時に規定された *Potato spindle tuber viroid* 等 3 種について発生地域及び対象植物の追加と削除が行われるとともに、*P. kernoviae* 及び *P. ramorum* を対象とした熱処理基準が見直された。3 次改正

時には、輸出国における栽培地検査の対象病害として追加されたウイルス 1 種及びウイロイドの 6 種のうち、*Pepino mosaic virus*、*Columnnea latent viroid*、*Mexican papita viroid*、*Tomato apical stunt viroid* 及び *Tomato chlorotic dwarf viroid* の 5 種については、無病徴感染する宿主植物を、輸出国での精密検定を行う対象病害として追加した。

<今後の取り組み>

農林水産省では、上述のとおり、国際的な取り決めに整合させつつ、病虫害のリスクに応じたよりの確で実効性の高い輸入植物検疫制度の構築を目的とした取り組みを進めてきた。日本に侵入し農作物に被害を及ぼすおそれのある病虫害は多数存在し、また、病虫害の分散による発生地域の拡大や加害性の違い（例えば遺伝的に異なる系統の存在）等の情報は常に更新されるため、より正確で迅速な情報の把握、それら情報に基づいた病虫害リスクアナリシスの実施、適切な検疫措置の適用が求められるところである。このため、常日頃から、幅広く情報を収集し、病虫害リスクを低減するための措置を検討することを不断の取組として継続することとしている。

都道府県等の国内機関においては、こうした輸入検疫制度の見直しが日々の業務に直接影響することは少ないかもしれないが、一連の改正でリスト化された病虫害の中には、近年諸外国の農業生産に大きな被害をもたらしているものも多い。本誌ではこうした病虫害の紹介もしており、関係各位にはこうしたリスト及び記載された病虫害について認識していただき、万一、疑わしい病虫害が発見された際には、速やかに植物防疫所等と情報共有するなどご協力いただきたい。

改正事項	1 次改正内容 (平成 23 年 3 月 7 日公示)	2 次改正内容 (平成 24 年 7 月 25 日公示)	3 次改正内容 (平成 26 年 2 月 24 日公示)
検疫対象とする病虫害 (施行規則別表 1)	724 種を指定 〔有害動物 509 種〕 〔有害植物 215 種〕	・ 56 種を追加 〔有害動物 52 種〕 〔有害植物 4 種〕 ・ 2 種を削除	212 種を追加 〔有害動物 182 種〕 〔有害植物 30 種〕
検疫対象としない病虫害 (農林水産省告示第 542 号)	194 種類を指定 〔有害動物 173 種〕 〔有害植物 5 属 16 種〕	32 種を追加 〔有害動物 30 種〕 〔有害植物 2 種〕	108 種を追加 〔有害動物 101 種〕 〔有害植物 7 種〕
暫定的に検疫対象とする病虫害 (農林水産省告示第 542 号)	有害動物 238 科、有害植物 362 属及び 2 分類群（ウイルス・ウイロイド等）を指定	・ 有害動物 3 科を削除 ・ 有害植物 3 属のシノニム（異名）表記を削除	(改正事項なし)
栽培地検査の対象となる病虫害 (施行規則別表 1 の 2)	・ 有害動物 3 種及び有害植物 3 種の対象地域を追加 ・ 有害植物 4 種を対象病虫害に追加	・ 有害動物 3 種及び有害植物 8 種の対象地域を追加 ・ 有害動物 1 種及び有害植物 2 種の対象植物を追加削除	・ 有害植物 7 種を対象病虫害に追加 ・ 有害動物 2 種及び有害植物 3 種の対象地域を追加削除 ・ 有害植物 1 種の対象植物を追加
輸入禁止対象となる病虫害 (施行規則別表 2)	・ 有害動物 6 種及び有害植物 3 種の対象地域を追加削除 ・ 有害動物 2 種の対象植物を追加	・ 有害動物 10 種及び有害植物 2 種の対象地域を追加削除 ・ 有害動物 6 種の対象植物を追加削除	・ 有害動物 1 種の対象地域を追加 ・ 有害動物 2 種の対象植物を追加
精密検定の対象となる病虫害 (施行規則別表 2 の 2)	有害植物 3 種を指定	・ 有害植物 3 種の対象地域を追加し、対象植物を追加削除 ・ 有害植物 2 種の措置基準の見直し	・ 有害植物 5 種を追加 ・ 有害植物 1 種の対象地域を追加削除 ・ 有害植物 1 種の対象植物を追加

表：輸入検疫制度見直しの推移